

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第2回豊島区民間保育所事業者選定審査会
事務局（担当課）		子ども家庭部 保育課
開催日時		令和3年7月13日（火）午後6時～午後7時
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 510会議室
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）池袋第三保育園事業者選定 第一次審査</p> <p>① 応募事業者概要の説明</p> <p>② 応募事業者財務分析結果の説明</p> <p>③ 応募事業者既存運営園における行政指導状況の説明</p> <p>④ 応募事業者の第一次審査の評定及び取りまとめ</p> <p>（2）二次審査対象者決定</p> <p>（3）その他（二次審査場所の選定・審査スケジュールの調整など）</p> <p>3 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開  （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 豊島区行政情報公開条例第7条第5号の規定による。
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開  （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。
出席者	委 員	箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、奥島正信（政策経営部長）、末吉 正伸（施設整備担当部長）、澤田 健（子ども家庭部長）
	事 務 局	保育政策担当課長、保育課長、保育計画グループ係長、総務総括グループ係長、公立運営グループ係長、保育計画グループ主任

※発言者は委員を【ア】～【オ】、事務局を【事】と表記する。

## 1 開会

＜事務局が進行及び以下の事項を説明＞

- ・ 令和3年5月14日から6月14日まで民営化事業者を公募したところ、4事業者から申込があった。審査のために収集した資料内容を御確認いただき、一次審査通過者を決定していただきたい。
- ・ また、本日はコロナ感染拡大を受け、一部オンライン会議として開催する。

## 2 議事

### (1) 池袋第三保育園事業者選定 第一次審査

#### ① 応募事業者概要の説明

＜説明の概略＞

- ・ 資料2-2応募事業者の審査書類等概要一覧表は、今回応募された、A～D法人の提案書の内容を比較しやすくするための表であり、各ページの下段には参考として、令和元年度の駒込第二保育園の民営化選定審査会で民営化法人として選出された「社会福祉法人 若草保育園」の提案時の内容を併記。
- ・ 1ページ目は、各事業者の概要と法人理念、既存園1園を例とした既存施設の概要である。今回応募の法人は、株式会社3法人、社会福祉法人1法人。
- ・ 既存園における各法人の人件費率は50%～70%と法人により差がある。
- ・ 園長の経験年数は、C法人が他の法人と比較すると保育士経験が短い。
- ・ 離職率は、0%から最大で32.0%と法人による差が出ている。
- ・ 2ページ目、保育理念と池袋第三保育園における職員配置案、保育業務の引継内容と必要経費を記載。
- ・ 職員配置案は、各事業者とも、30名前後の配置を計画しており、すでに採用している職員の割合は19%から44%と法人により差が出ている。
- ・ 引継ぎに必要な経費は、最大で約6,700万円から最小で370万円と大きな開きがある。なお、駒込第二保育園の民営化に係る引継ぎ経費は同じページの下段に参考として記載。
- ・ 3ページ目は、保育の計画(案)、実施予定の特別保育事業、家庭や医療機関、地域との連携に係る内容。
- ・ 4ページ目、事故防止・安全対策と虐待などへの対応、特別な配慮が必要な子どもの受け入れ・保育の考え方をまとめたもの。
- ・ 5ページ目、地域における子育て支援、職員の研修、特にアピールしたいこと。

#### ② 応募事業者財務分析結果の説明

＜説明の概略＞

- ・ 始めに資料2-4-3「応募事業者の財務分析結果報告書【調査基準】」を基

- に説明し、4 ページの「(4) 得点%」及び5 ページ「3. 評価」により可視化され、コメントされていることを説明。
- ・ 次に資料 2-4-1 「財務分析結果報告書【財務内容審査編】」を基に説明。
  - ・ 1・2 ページは総括、3 ページ以降が事業者個別の評価。
  - ・ 1・2 ページは 4 事業者の総括ページであり、株式の A・B・D 法人は 18 点満点、C 法人は 21 点満点で得点がついており、法人の「得点%」により、A～E の「評価」がつけられている。
  - ・ A 法人が 18 点中 9 点、得点%は 50.0%、C 法人が 21 点中 11 点、得点%は 52.4% で C 評価、B 法人、D 法人とも 18 点中 6 点、得点%は 33.3% で D 評価となっている。財務診断は評価が厳しく、新規園の開設の際を例とすると、C もしくは D 評価が大半となっている。
  - ・ 次に事業者個別の財務諸表分析の評価として、3・4 ページの A 法人は、安全性、効率性が評価されて C 評価。投資や借入が適正な水準でなされていること、効率性が高いなど、堅実な経営を行っていると思察される。
  - ・ 5・6 ページの B 法人は、効率性は優れているが、安全性と収益性は良好といえず、D 評価。売上高が年々増加、経常利益率が年々改善する、借入金依存率が改善傾向にあるなど、今後財務状況は改善する可能性がある。
  - ・ 7・8 ページの C 法人は、費用合理性、収益性は優れているが、安全性がすぐれているとはいいがたく、C 評価。ただ、安全性は改善傾向にあり、この傾向が維持できれば安全性は改善していくものと思われる。
  - ・ 9・10 ページの D 法人は、収益性、効率性は優れているが安全性が良好でなく D 評価。売上高は年々増加しているが、本業の収益性は高くなく、効率性、安全性は年々低下していくなかで、本業の収益性、安全性をどこまで改善できるかが大きなポイント。
  - ・ 続いて、資料 2-4-2 「財務分析結果報告書【収支計画分析編】」を基に説明。これは、池袋第三保育園を運営すると想定した収支計画の分析で、平成 30 年度から令和 2 年度の認可保育所応募事業者の収支計画の平均値と本応募事業者の収支計画の比較。平均を出している事業者は最後のページに記載。
  - ・ 各法人の収支計画は、結論からいうと破綻している計画はない。
  - ・ 1 ページに 4 法人の収支計画を比較したものを記載、2 ページ以降が各法人の収支計画の分析となっている。
  - ・ 2～4 ページの A 法人は、平均値と比較すると収益性が若干低い計画。
  - ・ 5・6 ページの B 法人は、平均値と比較すると収益性が低い計画。
  - ・ 7・8 ページの C 法人は、平均値と比較すると収益性の高い計画。
  - ・ 9・10 ページの D 法人は、平均値と比較すると収益性の高い計画。

③ 応募事業者既存運営園における行政指導状況の説明

<説明の概略>

- ・ 資料2-3 応募事業者既存運営園における行政指導状況を基に説明。
- ・ これは、A～D法人毎に指導検査の結果を一覧にしたもので、主に各法人最初に東京都指導監査部からの聴き取りした内容。
- ・ 指導検査において、「文書指摘」と「口頭指導」という項目があり、「文書指摘」とは、特定・保育施設(私立保育所)指導検査基準に則り、文書による指摘となったもので、ホームページでの公表対象となる指摘であり、後日改善報告の提出が必要なもの。「口頭指導」とは、文書や公表の対象とはならないが、より良い保育のために口頭で改善を促すもの。
- ・ 最後に、池袋第三保育園保護者からの要望については、保護者からの意見は公募開始後から現在までの間にはなかったが、この審査会を経て、二次審査に残った事業者については、提案書を池袋第三保育園にも置いて、引き続き、意見をいただくよう進める予定であり、新しい意見等が出た場合、次回の審査会において報告したい。

【ア】 これまでの事務局に対する説明につき何か意見はあるか。

【オ】 資料2-2の「(6) ① (ウ)」の保育業務引継ぎの必要経費金額について、事業者よりの提案金額の差が大きいが、この提案をどう受け止めるべきか。

【事】 駒込第二保育園民営化の時の採択事業者も、提案時には金額をかなり低く見積っていたが、事業者決定後に協議を進めていく中で、十分な引継ぎを行うためのより具体的な計画及び引継ぎ経費補助予定額に基づき、引継ぎ職員配置を充実するために引継ぎ経費を引き上げていることから、選定後において個別に協議を行ってまいりたい。

【イ】 保育業務引継ぎに0歳児保育の記載がない園があるが、事務局はどのように考えているのか。

【事】 募集要項には現在運営している園を現状通りの引継ぐことを前提として求めていることから、当然に(0歳児保育を)していただけるものと考えている。

【イ】 今回の募集において、区は新たな特別保育事業の実施を求めているのか。

【事】 求めている。民営化に当たって、これまで区立保育園でできなかった休日保育などの特別保育事業を積極的に提案している事業者には(採点において)加点していただきたい。

④ 応募事業者の第一次審査の評定及び取りまとめ

<以上の内容を基に各委員が評定し、事務局が取りまとめの上、説明。>

(2) 二次審査対象者決定

【ア】 この評定の取りまとめ結果について何か意見はあるか。

【オ】 最低評価の1法人を除く、3者を二次審査対象者としてはどうか。

【エ】確かに第3位評定のB法人については、もう少し話を聞きたい。

【ウ】3者を二次審査対象とすることに異論はない。

【イ】3委員の意見に同意する。

<結果>

- ・ 二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順にA法人、B法人、C法人の3事業者に決定する。

(3) その他（二次審査場所の選定・審査スケジュールの調整など）

<事務局から以下の事項を説明>

- ・ 二次審査対象法人の既存園視察を7月19日で調整。
- ・ 第3回選定審査会は8月2日に開催予定。

3 閉 会

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>会議の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順にA法人、B法人、C法人の3事業者に決定する。</li> </ul>
<p>提出された資料</p>	<p>資料1 次第 ※2</p> <p>資料2-1 応募事業者の提案書／4事業者（A～D）※1</p> <p>資料2-2 応募事業者の審査書類等概要一覧表 （(7)決算書等除く・事務局作成）※2</p> <p>資料2-3 応募事業者の既存園に係る行政指導状況（H30～R2） 【事務局ヒアリング調査】 ※2</p> <p>資料2-4 応募事業者の財務分析結果報告書（外部診断委託）※2</p> <p>資料3 第一次審査評定表※2</p> <p>参考資料1 民間保育所事業者選定審査会（池袋第三保育園）委員名簿 ※2</p> <p>参考資料2 池袋第三保育園_運営事業者選定審査基準 ※2</p> <p>※1 紙媒体を事前配布済み ※2 電子データを事前送信済み</p>
<p>その他</p>	<p>既存園視察は令和3年7月19日(月)に実施する。</p> <p>その後、第3回選定審査会は令和3年8月2日(月)に開催する。</p>